

会員各位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 松岡隆貞
一般社団法人 四国住宅宅地経営協会
理事長 森田紘一

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う
宅地建物取引業法施行令等の一部改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省担当部局より以下のとおり周知依頼がありましたのでお知らせし
ます。 敬具

(参考1) マンションの建替えの円滑化等に関する法律関係

http://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000119.html

http://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000110.html

(参考2) 最近の宅地建物取引業法令の改正について

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000268.html#saikin

問合せ先 原田 TEL 03-3511-0611